

問題111.

技術とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態により提供される。

問題112.

プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。

問題113.

役務通達で定める「使用」とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。

問題114.

リスト規制の対象となる技術は、紙や電子媒体に記録された形態のものだけが規制対象である。



解答111. 正解 [○]

技術とは、**貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報**をいい、**技術データ**又は**技術支援**の形態により提供される。

【解説】

役務通達に技術の用語の解釈が規定されている。

解答112. 正解 [○]

プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、**電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なもの**をいう。

解答113. 正解 [○]

役務通達で定める「使用」とは、操作、据付（現地据付を含む。）、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理をいう。

解答114. 正解 [×]

リスト規制の対象となる技術は、紙や電子媒体に記録された形態のものだけが規制対象である。

【解説】

リスト規制の対象となる技術は、紙や電子媒体に記録された形態のものだけが規制対象になるのではなく、技術の内容を**口頭**で説明したり、**技術操作**を実際に行ってみせるのも規制対象になる。海外の顧客や研修生に指導するのも規制対象である。

問題189.

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、運用通達に規定されている。

問題190.

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

問題191.

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

解答189. 正解 [×]

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、運用通達に規定されている。

【解説】

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

解答190. 正解 [○]

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達に規定されている。

【解説】

役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、役務通達の別紙2-2「役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可事務の取扱区分」の1に規定されている。

解答191. 正解 [×]

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

【解説】

一般包括許可、特別一般包括許可の申請先は、いずれも経済産業省各経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課である。

平成24年7月1日より、電子申請を前提とし、ホワイト国向けに限定した一般包括許可が新たに設けられた。一般包括許可は、輸出管理内部規程の整備は不要とされている。

問題192.

キャッチオール規制の輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

問題193.

輸出許可の申請者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限る。



解答192. 正解 [○]

キャッチオール規制の輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、経済産業省安全保障貿易審査課である。

【解説】

輸出許可又は役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先は、貨物・技術の種類や仕向地等により、下記の通達で定められている。

・輸出許可申請先

運用通達の別表第1「輸出許可等事務の取扱区分」の1

・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請先

役務通達の別紙2-2「役務取引許可事務の取扱区分」の1

キャッチオール規制、一般包括、特別一般包括、特定包括等の許可申請の場合は、申請先は下記の通りである。

・キャッチオール規制の許可申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

・一般包括許可、特別一般包括許可の申請先

経済産業省各経済産業局、各通商事務所又は沖縄総合事務局

・特定包括許可・特定記録媒体等輸出等許可の申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

・特別返品等包括許可・特定子会社包括許可の申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

解答193. 正解 [○]

輸出許可の申請者は、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限る。

問題194.

特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程を整備する必要がある。

問題195.

特定包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けていることが要件の1つである。

問題196.

個別輸出許可の申請は、当該輸出に係る取引契約が成立する前でも可能である。

解答194. 正解 [○]

特別一般包括許可の申請者は、輸出管理内部規程を整備する必要がある。

【解説】

包括許可取扱要領では、特別一般包括許可の申請者の要件の

1 つに、**輸出管理内部規程**の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている者であることをあげている。

解答195. 正解 [○]

特定包括許可の申請者は、経済産業省の安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けていることが要件の1つである。

【解説】

特定包括許可の申請者の要件の1つとして、輸出管理内部規程を適切に整備し、それを確実に実施している者であって、経済産業省安全保障貿易検査官室に輸出管理内部規程を届け出て、輸出管理内部規程受理票及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票の交付を受けている者であることが必要である。さらに、外為法遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査を受けている者等であることが必要である。

解答196. 正解 [×]

個別輸出許可の申請は、当該輸出に係る取引契約が成立する前でも可能である。

【解説】

取引契約が成立していない、仮定の輸出については輸出許可を申請することはできない。

問題204.

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の役務取引許可には、個別許可のみである。

問題205.

包括許可には一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可がある。

問題206.

包括輸出許可は、当該貨物の用途によっては、その輸出に関して包括輸出許可の効力を失う場合がある。



解答204. 正解 [×]

我が国の安全保障貿易管理において、経済産業大臣の役務取引許可には、個別許可のみである。

【解説】

経済産業大臣の役務取引許可にも、**個別許可**と**包括許可**がある。

解答205. 正解 [○]

包括許可には**一般包括許可、特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可**がある。

【解説】

平成24年7月1日から、ホワイト国向けに一定の品目について新たに一般包括許可が設けられた。それに伴い従来の一般包括許可は、特別一般包括許可と名称が変更された。新しい一般包括許可は、電子申請のみで、輸出管理内部規程の整備は不要である。

解答206. 正解 [○]

包括輸出許可は、当該貨物の用途によっては、その輸出に関して包括輸出許可の効力を失う場合がある。

【解説】

包括許可は、当該貨物・技術の用途によっては、その輸出とその技術提供に関して包括許可の効力を失う場合がある。また、経済産業大臣から通知を受けた場合も、包括許可が効力を失う。これらケースでは、個別許可の申請が必要となる。また、用途によっては経済産業省への事前の届出又は事後の報告が必要になる場合もある。用途に関して疑いがある場合も、経済産業省に事前の届出又は事後の報告の必要がある。

問題207.

包括輸出許可には、一般包括輸出許可を除いて、分割という制度がある。

問題208.

平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括許可の対象仕向地は、輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）に限定されている。

問題209.

特別一般包括輸出許可の範囲は、包括許可取扱要領のⅠの2（3）①（ii）の「外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出」を除き、別表Aにおいて「特別一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。

解答207. 正解 [○]

包括輸出許可には、一般包括輸出許可を除いて、分割という制度がある。

【解説】

全国各地に事業所や工場等がある企業等は、全国各地の税関を利用するため、個別輸出許可証・包括輸出許可証を税関に提示する必要がある。そのために必要な輸出許可証の分割を受けることができる。なお、役務取引許可は、通常、税関に提示しないので、分割という制度はない。一般包括輸出許可は電子申請なので、分割の必要がない。

解答208. 正解 [×]

平成24年7月1日から新たに設けられた一般包括許可の対象仕向地は、輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）に限定されている。

【解説】

平成24年7月1日より、従来的一般包括許可は、特別一般包括許可に名称が変更された。

解答209. 正解 [○]

特別一般包括輸出許可の範囲は、包括許可取扱要領のⅠの2（3）①（ii）の「外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出」を除き、別表Aにおいて「特別一般」と表記された貨物及び仕向地の組合せとなる輸出と規定されている。

【解説】

包括許可取扱要領のⅠの2（3）①（i）参照。

問題210.

特別一般包括輸出許可で、すべてのリスト規制該当貨物をどこ
の国にも輸出できる。

問題211.

特別一般包括輸出許可には、許可条件として、特別一般包括輸
出許可に係る年間（暦年）の輸出の実績を報告する義務がある。

問題212.

特別一般包括輸出許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出するとき
は、その貨物の用途がキャッチオール規制の客観要件に該当する
場合、その輸出に対する特別一般包括輸出許可が失効する場合が
ある。

解答210. 正解 [×]

特別一般包括輸出許可で、すべてのリスト規制該当貨物をどこ
の国にも輸出できる。

【解説】

たとえば、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物は、特別一般
包括輸出許可を適用することができない。他に、輸出令別表第3の
2又は同表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別
一般包括輸出許可は適用できない。

解答211. 正解 [×]

特別一般包括輸出許可には、許可条件として、特別一般包括輸
出許可に係る年間（暦年）の輸出の実績を報告する義務がある。

【解説】

特定包括許可には、許可条件として、特定包括許可に係る年間（暦
年）の輸出実績を報告する義務があるが、特別一般包括輸出許可に
はそのような義務はない。

解答212. 正解 [○]

特別一般包括輸出許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出すると
きは、その貨物の用途がキャッチオール規制の客観要件に該当す
る場合、その輸出に対する特別一般包括輸出許可が失効する場合
がある。

【解説】

輸出しようとする貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる場
合」、あるいは「用いられるおそれがある場合」は失効する。「用い
られる疑いがある場合」は、経済産業省に事前に届出が必要。包括
許可取扱要領のⅠの2（5）①を参照。

問題213.

特別一般包括輸出許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出するとき、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は、その効力を失う。

問題214.

特別一般包括輸出許可の対象貨物を輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外の地域へ輸出し、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合であっても、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は有効である。

問題215.

ある輸出に対して包括輸出許可が失効した場合であっても、あらたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受ければ、輸出することができる。



解答213. 正解 [○]

特別一般包括輸出許可の対象貨物を対象仕向地へ輸出するとき、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は、その効力を失う。

【解説】

このような場合には、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は、その効力を失う。包括許可取扱要領のⅠの2(5)①参照。

解答214. 正解 [×]

特別一般包括輸出許可の対象貨物を輸出令別表第3に掲げる地域（ホワイト国）以外の地域へ輸出し、核兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる場合であっても、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は有効である。

【解説】

このような場合には、その輸出に対する特別一般包括輸出許可は、その効力を失う。包括許可取扱要領のⅠの2(5)①参照。

解答215. 正解 [○]

ある輸出に対して包括輸出許可が失効した場合であっても、あらたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受ければ、輸出することができる。

問題216.

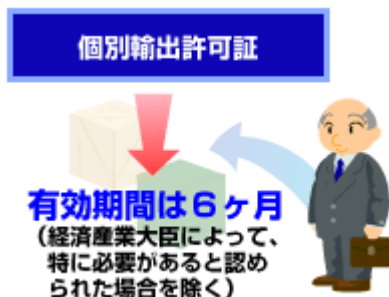
特別一般包括輸出許可証の有効期限は、5年である。

問題217.

個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣によって、特に必要があると認められた場合を除き、許可を受けた日から原則、6ヶ月である。

問題218.

日本から香港経由で、最終的には、北朝鮮にリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地の香港でもよい。



解答216. 正解 [×]

特別一般包括輸出許可証の有効期限は、5年である。

【解説】

一般包括許可も特別一般包括許可も、有効期限は**3年を超えない範囲**で経済産業大臣が定める。包括許可取扱要領のⅠの5参照。

解答217. 正解 [○]

個別輸出許可証の有効期間は、経済産業大臣によって、特に必要があると認められた場合を除き、許可を受けた日から**原則、6ヶ月**である。

解答218. 正解 [×]

日本から香港経由で、最終的には、北朝鮮にリスト規制該当貨物を輸出する場合、輸出許可申請の仕向地は、経由地の香港でもよい。

【解説】

最終的に北朝鮮に輸出されるのであれば、仕向地は、経由地の香港ではなく、**北朝鮮**である。